

項目	条	原文	評価		備考
			十分達成された/概ね達成された/今後努力を要する/該当しない	評価理由・意見等	
前文		<p>近年、自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます重要になっている。その中において、議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、日本国憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり自治を推進するとともに、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある。</p> <p>そのために、議事機関である議会及び議会を構成する議員は、執行機関と健全な緊張関係を保ちながら監視機能を十分に発揮し、多様な民意を反映しながら政策立案機能の向上を図る必要がある。時代に即応した議会運営の刷新も求められている。</p> <p>大和市議会は、数度にわたる議会改革の協議を経て市民に開かれた議会運営に努めてきたが、更に、市民の負託に的確に応える議会と議員のあり方を明確にするため、ここに議会基本条例を制定するものである。大和市議会及び議員は、この条例を指針として、市政発展のため不断の努力を重ねることを決意する。</p>	該当しない	理念のため「該当しない」と評価した。	
第1章 総則	第1条 (目的)	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。</p>	該当しない	理念のため「該当しない」と評価した。	
	第2条 (議会の役割)	<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、議事機関としての責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議決により、市の意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の施策や事務の執行について、監視及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>(4) 意見書や決議等により、国等へ意見表明を行うこと。</p>	概ね達成された	第2号について予算決算の審議において、監視、評価をもっとすべきだと感じ、議員、議会として充実が必要であるとの意見があった。第2号、第3号について全議員が活発に行っているか疑問であるとの意見があった。第4号は活発にされているとの意見があった。全体としての評価を「概ね達成された」とした。	
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、前条に定める役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>(2) 議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと。</p> <p>(4) 議会の役割を不断に追求し、議会の改革に取り組むこと。</p>	今後努力を要する	全会派が今期4年間で進められてきた取り組みを評価した。しかし、自身に厳しく、不断の努力を続けなければならないということから、全体としての評価を「今後努力を要する」とした。また意見として、第1号でスマートフォンでの本会議のインターネット中継の視聴や、会議録の閲覧が可能となった点を評価しつつ、委員会のインターネット中継を行っていない点を課題とする会派があった。第3号で議員間討議について課題とする会派があった。第4号で議会改革実行委員会等での取り組みを評価するが、継続的に行わなければならないとの意見があった。	
	第4条 (議員の活動原則)	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 議員相互の言論を尊重するとともに、討議を推進すること。</p> <p>(2) 市民生活に関わる課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めること。</p> <p>(3) 市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行い、行政監視に努めること。</p> <p>(4) 自らの議員活動について、積極的に情報提供を行うこと。</p> <p>(5) 自らの資質の向上を図るため研鑽に努めること。</p>	概ね達成された	常任委員会での質疑や一般質問における政策提言が活発で評価できるとの意見がある一方、個々の議員が各々、常に努力を続ける必要があるとの意見もあるなど、自会派の議員の評価はできるが、他会派の議員を含め議会全体を評価することは難しいとの意見が多くあった。そのため、「概ね達成された」と評価するとともに、今後も引き続き努力していくことを確認した。また、本委員会での検証を全議員が自分を顧みる機会にしてほしいという意見もあった。	
	第5条 (議員の政治倫理)	<p>(議員の政治倫理)</p> <p>第5条 議員は、選挙で選ばれた者として、重大な使命を有しており、高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。</p>	概ね達成された	本市議会は社会道徳、倫理を問われる事件は起きていないことから「十分達成された」という意見があった。しかし、品位の保持を広く捉えた場合、服装についてなど改善できる点もあることから、「概ね達成された」と評価した。	
	第6条 (会派)	<p>(会派)</p> <p>第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案及び政策提言に関し、他の会派等との合意形成に努めるものとする。</p>	概ね達成された	会派間での調整や意見書の意見交換の取り組みが進んでいること、会派に属さない議員の取り扱いにそれほど大きな制限がない等のことから「概ね達成された」とした。一方で、会派内で意見が分かれてしまう会派があることは疑問、また会派に属さない議員の取り扱いに課題があるとの意見もあった。	

項目	条	原文	評価		備考
			十分達成された/概ね達成された/今後努力を要する/該当しない	評価理由・意見等	
第3章 市民と議会との関係	第7条 (市民参加)	(市民参加) 第7条 議会は、必要に応じて市民参加の機会を設けるものとする。 2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努めるものとする。 3 議会は、請願者や陳情者に、委員会において委員長の下に意見陳述等を行う機会を設けることができる。 4 議会は、地域に出向くなどして市民や団体等と意見交換を行うものとする。	概ね達成された	第2項の公聴会及び参考人制度については必要に応じて活用するものであり、今期において必要とする議案等がなかったことから実施に至らなかったが、今後は各党派等で調査するなど制度に対する理解を深め、事案が生じた際に活用できるように努めていくべきとの意見があった。委員会が陳情者等の意見陳述が行われていること、積極的に意見交換会を実施していることから、第3項、第4項に対しては高い評価をする委員が多かった。以上のことから、全体としての評価を「概ね達成された」とした。	
	第8条 (会議及び情報の公開)	(会議及び情報の公開) 第8条 本会議及び委員会は、原則として公開とする。 2 議会は、会議録の公開など情報の積極的な提供に努めるものとする。 3 議案に対する議員の審議結果は、公開するものとする。	概ね達成された	スマートフォンで本会議のインターネット中継の視聴や会議録の閲覧ができるようになったことは進歩であり、評価する意見が多かった。また、議会日より等に各議員の審議結果を掲載している点も評価できるとされた。一方で、委員会のインターネット中継が実施できていない点を課題とする意見が多く、協議が進んでいないことについて懸念を示している委員が複数いた。また、代表者会や全員協議会など公開されていないものについての扱いを検討してほしいという意見があった。全体としては「概ね達成された」と評価した。	
第4章 議会と市長等との関係	第9条 (議会と市長等との関係)	(議会と市長等との関係) 第9条 議会は、二元代表制の下にある議事機関として、市長等と緊張ある関係を保つものとする。	概ね達成された	市長等と緊張関係を持って議員としての仕事をしているのが大切であり、各議員においてはしっかりと行っているという意見が多く、「十分達成された」とする会派があった。一方で質問回数や、情報発信の手段について改善すべきとの意見や、「今後努力を要する」と評価する委員や、議会として市が提案したことに対して反対したい場合にその意見を表明してきたかに疑問を感じたり、議決前の情報公開の在り方について議会軽視と感ずることがあるなどといった理由から「今後努力を要する」と評価する意見もあったことから、「概ね達成された」と評価した。	
	第10条 (市長等の説明責任)	(市長等の説明責任) 第10条 議会は、重要な計画、政策、事業等について、市長等に対し十分な説明を求めるものとする。 2 市長等は、予算又は決算を議会に提出するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。	概ね達成された	改善点として大きな制度改正などの際に議員への積極的な情報提供を行ってほしいことやさまざまな施策の中間報告等もより一層行ってほしいことなどが挙げられ、評価を「概ね達成された」とした。一方でこれまで議会として議案の審議、一般質問等においてしっかりと説明を求めており、市側も予算書、決算書等を丁寧に作成していることから「十分達成された」と評価した会派が複数あった。	
	第11条 (行政評価)	(行政評価) 第11条 議会は、議会として行政評価を行うことができる。	今後努力を要する	実施できていない、仕組みづくり自体ができていないことから評価を「今後努力を要する」とした。今後の在り方について代表者会や議会運営委員会等で検討してほしいとの意見があった。	
	第12条 (議決事件の追加)	(議決事件の追加) 第12条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決事件の追加を検討するものとする。	今後努力を要する	今期1件の議決事件を追加できたことに対しては全委員が評価できることであるとされた。しかし、議決事件の追加に対する提案、協議が活発に行われてこなかったことから、評価を「今後努力を要する」とした。	
第5章 議長及び副議長	第13条 (議長及び副議長)	(議長及び副議長) 第13条 議長は、議会を代表し、公正な職務の執行に努めるとともに、民主的かつ活発な議論が行われるよう議会を運営するものとする。 2 議会は、議長及び副議長の選出に当たり透明性の確保に努めるものとする。	十分達成された	正副議長選挙の前に所信表明を行っていることなどから「十分達成された」とする会派がほとんどであり、評価を「十分達成された」とした。議事運営に当たり議長の裁量を発揮する場がふえるよという理由で「概ね達成された」とする会派が1会派あった。	

項目	条	原文	評価		備考
			十分達成された/概ね達成された/今後努力を要する/該当しない	評価理由・意見等	
第6章 議会機能の強化	第14条 (政策形成等)	(政策形成等) 第14条 議会は、政策立案や調査研究に資するための組織を作ることができる。 2 議会は、議員の議会活動を支援するため研修等の充実を図るものとする。	概ね達成された	第1項は、条文はできる規定であり、組織の設置は必要に応じて行うものだが、今期にはその必要性がなかったとする会派や、横断的な政策形成の組織があれば議会の活性化につながるので環境をつくる努力が必要であるとする会派、政策形成を会派を超えて行う力があることを議員が認識し、意見を統一して政策立案をすることが重要であるとする会派があった。第2項は、中央大学とのパートナーシップ協定に基づく研修等が実施されており、そうした面での充実は図られているなどと高く評価する会派が多くあった。全体としては「概ね達成された」と評価した。	
	第15条 (政務活動費)	(政務活動費) 第15条 会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。 2 会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を充てることができる経費の範囲に従い適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。	十分達成された	第1項は、今後も政務活動費を有効に活用するために使途については考えていく必要があるとの意見があった。第2項は政務活動費の運用方法や非常に高い情報公開度であることから説明責任は十分に果たされていると思う、ホームページで1円から公開されており、政務活動費に関して使途の説明がつかないものがないなどの意見があり、どの会派も高い評価であった。全体としては「十分達成された」と評価した。	
	第16条 (議会事務局)	(議会事務局) 第16条 議会は、議員の政策立案機能の向上のため、議員の議会活動を補佐する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。	概ね達成された	議員定数に対して事務局の人数が適正かどうか、法制能力のある職員の配置について課題があるとの意見があった。また、法制担当職員の配置は理想ではあるが現状厳しく、将来的には法務機能のサポートをしていただくことも視野に入れて中央大学とのパートナーシップ協定を締結するなど議会としてできる限りのことを進めてきたという意見があった。執行部に対して法制担当経験のある職員の配置を現在も要望し続けていることを評価しつつ、今後も引き続き要望を続けることとし、全体としての評価を「概ね達成された」とした。	
	第17条 (予算の確保)	(予算の確保) 第17条 議会は、二元代表制としての機能を充実させるために必要な予算の確保に努めるものとする。	概ね達成された	必要な予算は確保されており、予算が少ないために実施できなかった事業がないこと、予算の確保の方法は、必要なことがあってその必要性が議会全体で合意されて初めて予算を要求することになることなどから、全体としての評価を「概ね達成された」とした。	
	第18条 (議会図書室)	(議会図書室) 第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、附設する議会図書室の資料等の充実に努めるものとする。	十分達成された	議会図書室としての機能は整っており、貸し出しも可能であることから、議会図書室としての機能は十分であるという意見や、要望すれば本を購入できる仕組みがあることを評価する意見があり、全体としては「十分達成された」と評価した。	
第7章 議員定数及び議員報酬	第19条 (議員定数)	(議員定数) 第19条 議員定数は、住民の意思を反映するために必要な数を考慮して、別に条例で定める。	該当しない	議会としてこれまで一定の結論を出し定数削減を実施してきたが、現在必要な数を考慮する議論が行われているかという観点から「今後努力を要する」と評価する意見があった。議員定数と人口の関係は長年議論されている問題であるが、議会としての評価は難しいなどの理由から評価を「該当しない」とする会派が多く、全体としては「該当しない」と評価した。	
	第20条 (議員報酬)	(議員報酬) 第20条 議員報酬の額は、原則として大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市特別職報酬等審議会の審議結果を受けて、別に条例で定める。	該当しない	議会から発議する際に市長の附属機関を原則として使うことはそぐわないのではないかという意見があり、本件については引き続き検討しなければならないとされたが、別に定めると規定した条例が以前から存在していること、今期は条文を適用する必要性を感じることがなく、検証に該当することがなかったことなどから、評価を、「該当しない」とした。	
第8章 議会改革	第21条 (議会改革のための組織)	(議会改革のための組織) 第21条 議会は、議会活動の不断の評価と改革を行うため、必要に応じて議会改革のための組織を設置することができる。	十分達成された	議会改革実行委員会が協議してきた経緯があることから、評価を「十分達成された」とした。	
第9章 条例の検証	第22条 (条例の検証)	(条例の検証) 第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを検証し、必要な措置を講じるものとする。	十分達成された	条例検証の時期について考慮する必要があるとの意見があったが、今期は2年間ほど議会改革実行委員会を開催してかなり力を注いできたこともあり、現在条例の検証を行っているため、評価を「十分達成された」とした。	

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。